

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書の記入の仕方について

当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの設置時の完成検査期日	昭和59年1月19日
危険物の漏れを感知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	① 告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) ② 告示第71条第4項第2号に掲げる措置 (有・無) ③ 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)
直近の漏れの点検を行った年月日	平成24年12月14日

①、②、③についての法令の詳細は次ページに抜粋してあります。要約をしますと以下の通りです。

- ① タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画内に設けられている漏えい検査管で、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。かつ危険物の貯蔵・取扱数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行っていれば **有**
- ② タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていれば **有** (地下貯蔵タンクが直接埋設されていると **無** だが、流出防止対策により内面コーティングを実施したものは **有**)
- ③ 電気防食等の措置が講じられていて、漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していれば **有**

電気防食等の措置が講じられていない場合は、下記事項を行っていれば **有**

- 1、漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認している。
- 2、貯蔵又は取扱数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行う。
- 3、所有者等は、危険物の在庫管理に従事する者に対し危険物の管理・教育、漏れた場合の措置、その他必要な事項の計画を定め市町村長等に届け出る。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（危告示）

第 71 条第 4 項第 1 号イ

次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管（令第 13 条第 1 項第 13 号に規定する危険物の漏れを検査するための管をいう。次条第 3 項第 1 号イにおいて同じ。）により、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

第 71 条第 4 項第 1 号ロ

危険物の貯蔵又は取り扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

第 71 条第 4 項第 2 号

タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、第 4 条の 47 の 2 に定める腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあっては、この限りではない。

平成 15 年総務省令第 143 号

附則第 3 項

この省令の施行の際現に消防法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「既設の製造所等」という。）に係る、次の各号に掲げる措置は、新規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号及び第 62 条の 5 の 3 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置」とみなす。

附則第 3 項 1 号

既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認しているとともに、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであること。

附則第 3 項 2 号

既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに危険物の貯蔵又は取り扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行うことにより、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。この場合において、当該既設の製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に関すること、当該者に対する教育に関すること並びに在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置に関することその他必要な事項について計画を定め、市町村長等に届け出なければならない。